

厚木市防災都市づくり計画（案）に対するパブリックコメント手続 実施要領

1 目的

防災を明確に意識した都市づくりを推進し、誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指すため、厚木市防災都市づくり計画を策定するものです。

つきましては、厚木市防災都市づくり計画（案）について市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市防災都市づくり計画（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（令和5年1月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（令和5年1月4日（水）から公開）

4 厚木市防災都市づくり計画（案）の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で、令和5年1月4日（水）から同年2月3日（金）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎12階 都市計画課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和5年1月4日（水）から同年2月3日（金）まで

※ 郵送の場合は、2月3日（金）の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方

- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

- ア 市役所第二庁舎12階 都市計画課の窓口へ直接提出
- イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
- ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎1階
 - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
 - (ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市まちづくり計画部都市計画課まちづくり政策係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 (046) 222-8792

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 4600@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「防災都市づくり計画（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市防災都市づくり計画の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 厚木市防災都市づくり計画（案）の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。